広 告 掲 載 仕 様 書

広告を掲出する広告代理店を募集します。

◆概 要

名 称	博多区役所広告付デジタルサイネージ型庁舎案内板及び広告付庁舎周辺地図看板
掲出場所	・庁舎案内板：博多区役所１階エスカレーター前 ・周辺地図看板：博多区役所前面道路沿い ※それぞれ、別添の「設置場所」をご参照ください。
掲出内容	【庁舎案内板】 デジタルサイネージ型の庁舎案内図及び博多区全域の案内地図が確認できる案内板を設置してください。利用者は、多言語タッチパネル方式の庁舎案内図、行政情報、リアルタイム情報（ニュース、天気予報等）及び広告を閲覧できるようにしてください。 【周辺地図看板】 地下鉄(祇園駅・博多駅・櫛田神社前駅)、周辺観光地（東長寺・櫛田神社・住吉神社・キャナルシティ等）が表示される地図、博多まち歩きマップ（https://hakatamap.jp/）を表示できるQRコードを掲載してください。
掲出期間	令和９年４月１日 ～ 令和 10 年3月 31 日（１年間） ※特段の事情がない限り、令和 14 年3月 31 日まで更新可能
利用者数	令和７年度 255,439 件 来庁者の実数が把握できないため、市民課の届出・証明発行件数を計上
セールスポイント	博多区役所は多数の市民が利用する施設であり、広告付き庁舎案内板を玄関に周辺地図看板を庁舎前に設置することにより、高い広告効果が期待されます。
担当部署	博多区 総務部 企画振興課 広報相談係

◆広告の規格等について

庁舎案内板のサイズ	概ね 高さ 2,100mm×幅 3,500mm×奥行 700mm程度
周辺地図看板のサイズ	概ね 高さ 1,500mm×幅 1,300mm×奥行 100mm程度
庁舎案内板及び周辺地図看板の仕様等	【庁舎案内板】 ●状況に応じて電源の入切、調光及び音量調整ができるようにしてください。

	●モニターのサイズは 43 インチ以上とします。 ●電源の入切についてはタイマー機能による自動制御を可能とし、区役所開庁時間のみ稼働できるようにしてください（基本的に土・日・祝日は稼働しません）。 ●リアルタイム情報については、インターネット通信により常に最新の情報を放映してください。なお、インターネット通信に係る経費は、広告代理店負担とします。 ●音量・照度については業務に支障がないよう設定してください。また、音量調整（無音を含む）を市でできるようにしてください。 ●庁舎案内板の稼働に係る電気料金は、広告代理店の負担とします。 ●案内板の制作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は、広告代理店の負担とします。 ●案内板本体は耐久性・耐震性に優れた逆Ｙ字の可動式筐体としてください。なお、万一事故等が発生した場合は、広告代理店の責任において確実に対応してください。 【周辺地図看板】 ●地図面のシートは張替が可能なものとしてください。 ●シートは落書き対策が有効なものとしてください。 ●設置工事に関しては、必要な建設業の許可のもと、実施してください。 ●看板は施設に負担の少ない方法で確実に固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を必ず講じて下さい。なお、万一事故等が発生した場合は、広告代理店の責任において確実に対応して下さい。
掲出内容	【庁舎案内板】 ●表示内容は、以下の４部構成とします。 表示面積や広告情報部分の配置については、別添の「設置イメージ図」のとおりとしてください。 ① 博多区役所庁舎案内図（課名及び目的からタッチパネル方式で該当する課への庁舎案内ができるもの） ・多言語に対応のこと（日本語・英語・韓国語・中国語・ベトナム語・ネパール語） ② 博多区全図及び区役所周辺地図（LED バックライト仕様） 地図面は国土地理院の地図をベースに実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障がい者に配慮したバリアフリー仕様とします。また、地図はモバイルとの連携等により利用者の利便性が向上するように工夫してください。 また、インデックスとして以下を表示してください。 ・博多区内の公共施設及び避難所の名称・住所・電話番号をカテゴリー別に英文併記にて表示。

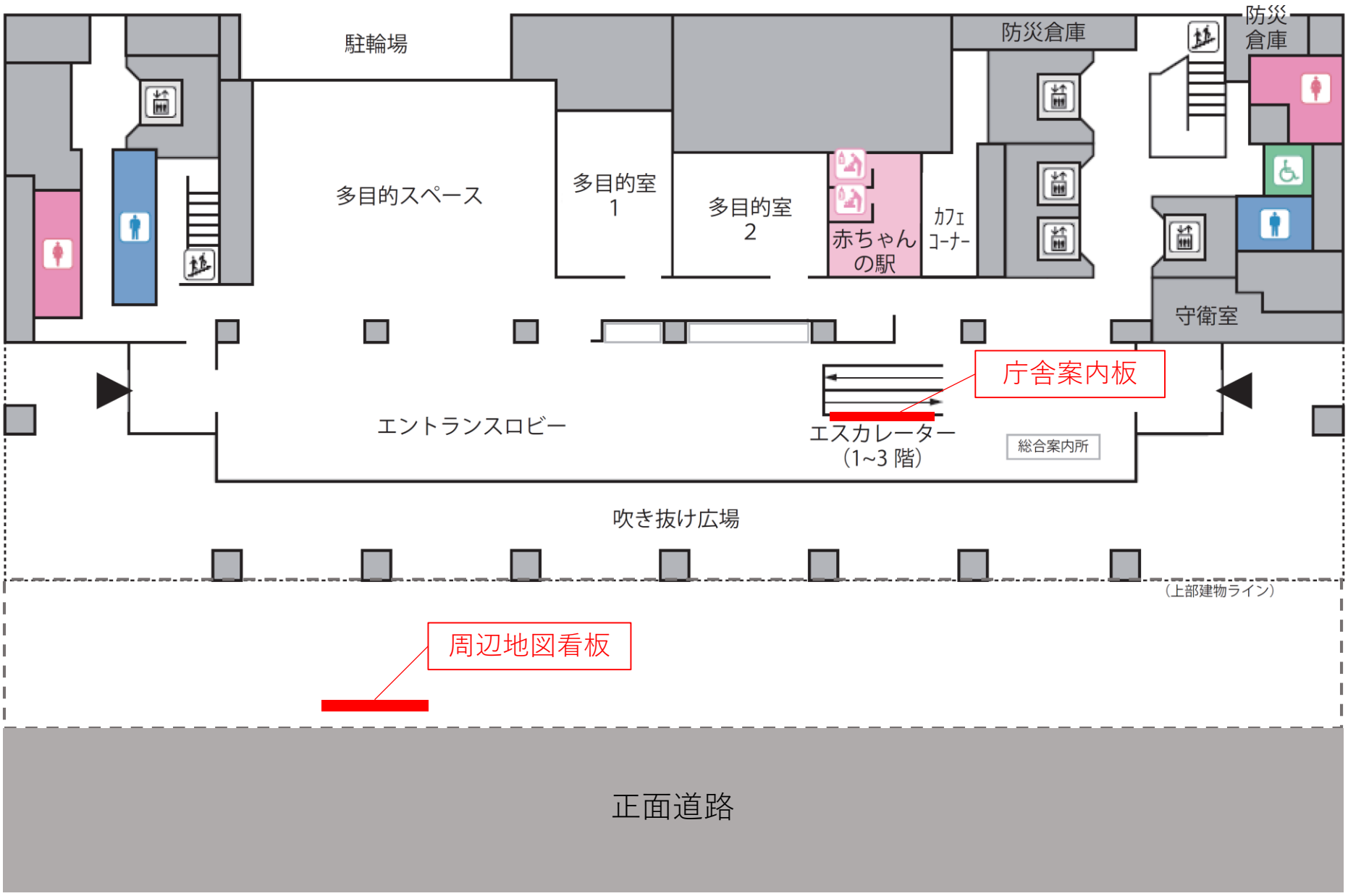
	・広告企業 ③ 行政情報放映（市において作成するパワーポイントのデータを放映することができ、市において随時データの入れ替えができるもの） ④ 広告情報（写真面・ローテーション広告）、ニュース・天気予報等のリアルタイム情報放映） ・広告枠内に広告である旨を表示してください。 ・広告に関する問い合わせ先として、広告代理店の社名・電話番号を表示してください。 ●庁舎案内図及び博多区地図については、１年度に１回現状に合わせて内容を修正してください。 ●掲出内容のうち、広告部分は全体の 40%までとします。 ●広告内容に関する一切の責任は広告代理店が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。 ●その他、詳細な仕様や掲出内容等については、広告代理店選定後の協議により決定します。 【周辺地図看板】 ●表示内容は、以下の２部構成とします。 ① 地図面は国土地理院の地図をベースに実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障がい者に配慮したバリアフリー仕様としてください。掲載内容は、博多区役所周辺地図（地下鉄祇園駅・博多駅・櫛田神社前駅周辺の観光地及び地図内の公共施設及び避難所の名称の落とし込み）としてください。 ② 広告情報（写真面） ・広告枠内に広告である旨を表示してください。 ・広告に関する問い合わせ先として、広告代理店の社名・電話番号を表示してください。
広告掲出が好ましくない業種	福岡市広告事業実施要綱及び同要領を遵守してください。 ※掲出前に市担当課による事前審査が必要です。
広告内容審査期限(初回分)	令和９年３月５日（金）

◆申込方法

申込対象	広告代理店
申込方法	・広告申込書に押印の上、下記まで郵送または持参してください。 ・福岡市競争入札参加有資格者（以下、「市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。市登録業者は、添付書類の提出は不要です。

	・市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前３か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前３か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。 ただし、今年度中に本市が行った他の広告公募にお申込みの際に提出済の場合、添付書類の再提出は不要です。 ※市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前３か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。 ア　直接持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。 イ　郵送の場合 （１） 郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。 ⅰ郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可） ⅱ総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの （２） 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。 ※電子メールでの提出はできません。
広告料金	最低予定価格：年額 198,000 円（税込） 希望広告掲載料は、広告代理店から市にお支払いいただく１年間の金額（税込）で、行政財産目的外使用料を含みます（なお、製作費などは含まれません）。また、案内板の稼働に係る電気料金は別途徴収します ●広告掲載がない期間も広告料金はお支払いいただきます。 ●広告料金は、３か月ごとに分割して市が指定する期限までにお支払いいただきます。 支払時期（予定）：５月頃、８月頃、11 月頃、２月頃
選定方法	●原則、最も高い広告掲載料をご提示いただいた広告代理店を選定します。 ●複数の代理店が最も高い広告掲載料を提示された場合、その代理店の中から、くじにより選定します。くじを行う日はあらためて通知します。
申込締切	ア　直接持参の場合：令和８年 11 月 10 日（火） 15 時 イ　郵送の場合　　：令和８年 11 月９日（月）＜必着＞
申込先	財政局財産有効活用部財産活用課　担当：大熊 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 Tel：092-711-4579 ／ Fax：092-711-4833
施設に関する	博多区総務部企画振興課 担当：熊井

問合せ先	〒812-8512 福岡市博多区博多駅前 2-8-1 Ｅメール：hakata-kohosoudan@city.fukuoka.lg.jp


駐輪場
防災倉庫
防災
倉庫
多目的スペース
多目的室
1
多目的室
2
赤ちゃん
の駅
ｶﾌｪ
ｺｰﾅｰ
守衛室
庁舎案内板
エントランスロビー
エスカレーター
（1~3 階）
総合案内所
吹き抜け広場
（上部建物ライン）
周辺地図看板
正面道路

●庁舎案内板イメージ

※写真は現在設置している案内板



●周辺地図看板イメージ

※写真は現在設置している地図看板

